

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月20日
【事業年度】	第8期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	さくらインターネット株式会社
【英訳名】	SAKURA Internet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 邦裕
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町一丁目8番14号
【電話番号】	06(6265)4830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 川田 正貴
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町一丁目8番14号
【電話番号】	06(6265)4830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 川田 正貴
【縦覧に供する場所】	さくらインターネット株式会社 東京支社 （東京都新宿区西新宿二丁目7番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第8期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(8)＜省略＞

(9)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

＜省略＞

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日とした中間配当として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

記載なし

（訂正後）

(1)～(8)＜省略＞

(9)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

＜省略＞

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日とした中間配当として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

取締役と監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。